地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業(平成30年度)

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。 平成30年度においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

· 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

43,168千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

667,898千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

【正五小平・庄真(ツ西正五小平旭水で女)の庄貞】				
事 業 名	事業費	財源内訳		一般財源の
		特定財源	一般財源	うち交付金
国民健康保険事業	65, 682	23, 778	41, 904	43, 168
介護保険事業	166, 238	2, 691	163, 547	
後期高齢者医療保険事業	57, 562	45, 042	12, 520	
障害者相談支援事業	6, 710		6, 710	
重度心身障害児(者)医療事業	19, 726	14, 117	5, 609	
障害者自立支援事業	140, 458	112, 831	27, 627	
中山間地域介護サービス事業	6, 392	4, 040	2, 352	
訪問入浴介護事業	3, 009		3, 009	
私立保育所運営事業	172, 146	101, 720	70, 426	
予防接種事業	12, 890	810	12, 080	
総合健診事業	12, 515	611	11, 904	
母子保健事業	4, 570	480	4, 090	
合 計	667, 898	306, 120	361, 778	43, 168